

川越・東松山民商 春の運動ニュース R5/1/25 NO.3

川越市小仙波町 3-15-5 TEL049-222-4344 FAX 049-225-0340

民商のホームページ <http://www.kawagoehigasimatuyama.org/>

春の運動・班会スタート、 自主申告運動の介入を許さない正念場!

先週のニュースでお伝えしましたが、国による自主申告運動への介入に道を開く法案が、開会された通常国会に提出されます。政府が企んでいる「命令制度」は、税理士等でない者が反復して税務相談を停止させる権限を財務大臣に与え、停止させるための実力行使も可能にするものです。停止命令を出すかどうか調べるための質問検査権が国税庁長官・税務署に与えられます。

命令違反には、1年以下の懲役または100万円以下の罰金、国税庁長官・税務署の質問検査の拒否や虚偽答弁は30万円以下の罰金を科すなど、厳しい罰則で取り締まろうとしています。

国による自主申告運動への介入は許さない

民商で行う会員同士が集まって、税金について、わからないことを相談したり、教えあうことは自由です。納税者同士の税金相談に国家権力が介入し、厳罰で停止させることは憲法第11条の基本的な人権、第13条の個人の尊重、幸福追求権、第21条の集会・結社の自由、第28条の団結権に違反し、「納付すべき税額が納税者のする申告により確定することを原則」とすると定めた国税通則法16条を踏みこむもので断じて許すわけにはいきません。

春の運動成功のため、会員の皆さんへお願い

全会員参加で大運動を展開し、春の運動を大きく成功させましょう。そのために積極的な参加をお願いいたします。

- 一、商工新聞読者、会員の拡大運動に取り組めます。紹介をしてください。
- 一、自主計算、所得税・消費税の申告書作成の班会を行います。必ず支部の班会に参加してください。
- 一、チラシ配布、宣伝カーの運行などの宣伝行動にご協力ください。
- 一、署名「消費税インボイス制度の実施中止を求める請願」、「憲法改悪を許さない全国署名」、「マイナンバー健康保険証制度の中止を求める請願」「納税者の権利擁護を求める緊急署名」の署名を集め、お知り合いにも広めてください。
- 一、増税に反対し、まともな税制を求めるため「3.13 重税反対統一行動」(3月11日月曜日、集団申告)を全会員参加で成功させましょう。

1 回目、税金相談班会のお知らせ 事前予約制

下記の日程で、1回目の班会を申告の内容と制度の学習と「自主計算相談班会」として、行います。自主計算書の作成に関しては、ここに参加をお願いします。時間厳守でご参加ください。

1 人事務局体制になりますので、事務所での個別相談は行いません。必ず班会に参加してください。

班会には、民商から届いた春の自主計算袋(表紙に招き猫が描かれている茶封筒)を必ず持参してください。

自主計算書、自主計算ノートの売上や経費の集計をできる限り記入をして、班会に参加をお願いします。同封した民商用の確定申告書を、名前・住所、家族の氏名などあらかじめ記入をお願いします。

完成した民商用の確定申告書の確認のみの方については、1回目の班会で対応します。

1月26日(木) 民商事務所2階	19時~20時30分
27日(金) 西文化会館(メルト)	14時~16時
30日(月) 平野市民活動センター	14時~16時、18時~20時
2月 1日(水) 高階公民館	14時~16時
2日(木) 唐子市民活動センター	18時~20時
6日(月) 大東公民館	14時~16時、18時~20時
7日(火) 松山市民活動センター	14時~16時、18時~20時
8日(水) 民商事務所2階	14時~16時、18時~20時

パソコン会計の相談会は、毎週木曜日 13時30分~16時に行います(要予約)

班会に参加される方は、必ず予約をお願いします。

予約なしで班会に参加されても、対応しかねます。

また、LINEでの参加予約はしていません。電話かFAXにて、予約をお願いします。●マスクの着用をお願いします。

2回目の班会は、2月中旬から申告の作成を行います。日程・会場については、改めてお知らせいたします。

編集後記 岸田首相が新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけを、今春に季節性インフルエンザと同等の「5類」に引き下げと表明。5類に移行すれば、行動制限や入院勧告などが出来る法的根拠がなくなります。しかし実際は感染の第8波が急拡大し医療・救急体制がひっ迫していると感じます。ここでも、軍事費のために医療・福祉を削ろうとしている政府の考えが透けて見え怒りを感じます。

